

## 【小論文】

〔設問の前提〕 わが国の大気汚染、水質汚濁、土壌汚染関連の諸法の多くは生命・身体損害あるいはそれと生活環境損害を防止することを目的としており、環境自体の保護を目的としていない。ここに取り上げる水質汚濁防止法も同様で、その法の目的規定の第1条には、「工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁（水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。）の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ること」を目的とすると規定する。しかし、環境法領域の国際的動向をみると、上記のような損害に限らず、環境自体に対する損害（環境損害）の発生防止と、これが生じた場合の事後的な責任を具体化する方向にある。

そこで、団体Aでは、このような国際的な動向に沿う法律改正を提案したいと考えているが、とりあえず、水質汚濁防止法の改正案を自主作成して、公に提案したいと考えた。環境あるいは環境損害の定義は一般的に確立しているとはいえないが、本改正案では環境損害を「水域関連のエコシステムに対する重大な悪影響」と定義する。なお、その具体的内容は個別事例の積み重ねに期待し、それに委ねるとする。

(注) エコシ<sup>ス</sup>テム：生態系ともいうが、「交互作用を伴う、生物および、無生物だが生物学的に作用する、構成要素の総体で形作られる資源」（The Environment Encyclopedia and Dictionary 1998:Europa Publications Limited）をいうとされる。

[設問] 別添資料を参考として、以下の趣旨を内容とする法改正案を、附則を含め8ヶ条以内（下注参照）で起案しなさい。ただし、形式は水質汚濁防止法に新たに「第4章の2 環境損害」として第20条の6以下の規定を追加する形式とし、各条に見出しを付しなさい。なお、「第4章の2 環境損害」および附則以外の部分の改正案は考慮しなくてよい。

(注) 一つの条に複数の項、文または号を含むときは、全体を1条と扱う。

- 1 環境損害が生じるおそれがある場合には、損害発生を防止するために必要な措置を命ずることができること
- 2 環境損害が生じた場合には、原状回復、代償措置その他必要と認める措置を命ずることができることとし、その措置を実施することができないときは、その措置命令に代えて一定の金額の納付を命ずることができ、納付された金額の用途を公共用水域または地下水の浄化その他の水域に関連する環境保護の目的に限ることとすること
- 3 前記1および2の場合の義務者は環境損害またはそのおそれの原因を生じさせた者とし、措置命令等の発動権限者は都道府県知事とする。
- 4 前記1および2の場合において、緊急を要するときは、都道府県知事が自ら必要と認める措置を実施し、または第三者に実施させて、その措置に要した費用を義務者に請求できることとし、この請求権については国税滞納処分の場合と同様の方法で徴収でき、かつ、国税および地方税に次ぐ順位の先取特権を有するものとする

(注) 滞納処分： 国税徴収法に定める租税債権の強制徴収手続、すなわち、租税が滞納となった場合に租税債権の満足を目的としてなされる強制換価手続で、裁判所の手を借りることなく税務行政庁が自らの手で執行できる点に特徴がある。国税の滞納処分と地方税のそれとがあるが、一般に後者は前者の例によるとされている。・・・竹内昭夫ほか編『新法律学辞典第3版』による。

先取特権： 他の一般的権利（債権）に優先して行使できる権利

- 5 前記1および2に規定する状況が生じたにもかかわらず、合理的な理由もないままに、都道府県知事が必要な命令を行わない場合には、だれでも都道府県知事に対してその命令の発動を請求できることとすること
- 6 本改正の施行日は政令で定めることとすること
- 7 改正法は責任原因が施行後の行為によって生じた場合に適用することとする

以上